

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

目 次

○ 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第一条関係）	1
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係）	2
○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第三条関係）	6

○ 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定） 第五十七条 法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。</p> <p>一～十二 （省 略）</p> <p>十三 法の別表第七八〇一・九一号の一及び第七八〇一・九九号の二の(一)に掲げる鉛の塊</p>	<p>（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定） 第五十七条 法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。</p> <p>一～十二 同上</p> <p>十三 法の別表第七八〇一・九一号の一及び第七八〇一・九九号の二の(一)に掲げる鉛の塊（課税価格が一キログラムにつき百六十五円三十七銭以下のものに限る。）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）</p> <p>第五条 法の別表第一第二七〇・一二号の一の（一）のC及び第二七一〇・二〇号の一の（一）のCに規定する政令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン又は石油樹脂（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）</p> <p>二（省略）</p> <p>（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）</p> <p>第六条 法の別表第一第二七〇・一二号の一の（二）のBの（2）及び（三）、第二七〇・一九号の一の（一）のBの（2）及び（三）並びに第二七〇・二〇号の一の（二）のBの（2）及び（三）に規定する政令で定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂（ベンゼン、トルエン又はキシレンにあつては、ガソリンに添加するものを除く。）とする。</p> <p>（輸入数量の算出方法）</p> <p>第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（</p>	<p>（暫定税率を適用する揮発油に係る石油化学製品の指定）</p> <p>第五条 法の別表第一第二七〇・一二号の一の（一）のC及び第二七一〇・二〇号の一の（一）のCに規定する政令で定める石油化学製品は、次に掲げる物品とする。</p> <p>一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン又は石油樹脂</p> <p>二 同上</p> <p>（暫定税率を適用する灯油又は軽油に係る石油化学製品の指定）</p> <p>第六条 法の別表第一第二七〇・一二号の一の（二）のBの（2）及び（三）、第二七〇・一九号の一の（一）のBの（2）及び（三）並びに第二七〇・二〇号の一の（二）のBの（2）及び（三）に規定する政令で定める石油化学製品は、エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂とする。</p> <p>（輸入数量の算出方法）</p> <p>第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（</p>

同法第六十一条の四において準用する場合を含む。)又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。)がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。)に係る数量として、関税法第百二条第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下「貿易統計」という。)に計上される数量(同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項及び第四項において「統計計上数量」という。)を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成三十年において法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から平成二十九年までの各年度の初日から当該各年度の発動日(同項に規定する発動日をいう。))が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十の規定による承認(第十九条の三第二号において「蔵入れ承認等」という。))を受けたものを除く。)の統計計上数量を平成三十年において法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 4 (省 略)

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)
第三十二条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

同法第六十一条の四において準用する場合を含む。)又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。)がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。)に係る数量として、関税法第百二条第一項第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下「貿易統計」という。)に計上される数量(同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項及び第四項において「統計計上数量」という。)を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十九年において法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から平成二十八年までの各年度の初日から当該各年度の発動日(同項に規定する発動日をいう。))が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十の規定による承認(第十九条の三第二号において「蔵入れ承認等」という。))を受けたものを除く。)の統計計上数量を平成二十九年において法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 4 同上

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)
第三十二条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一〇十五 (省略)

(削る)

2 (省略)

第三十三条 (省略)
(軽減税率等の適用についての手続等)

2〇3 (省略)

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十号から第十五号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5〇15 (省略)

一〇十五 同上

十六 法の別表第一第七八〇一・九一号の一及び第七八〇一・九号の二の(一)に掲げる鉛の塊(課税価格が一キログラムにつき百六十五円三十七銭を超えるものに限る。)

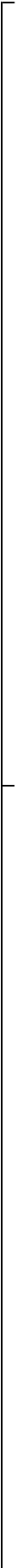
2 同上

第三十三条 同上
(軽減税率等の適用についての手続等)

2〇3 同上

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコーンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十六号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号若しくは第十号から第十六号までに掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5〇15 同上



○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第一条、第二条関係）			
暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
一〇四〇一・ 一〇四〇一・ 二〇四〇一・ 〇四〇一・ 四〇四〇一・ 五〇四〇一・ 〇四〇三・ 一〇四〇三・ 〇四〇三・ 九〇四〇三・ 〇四〇四・ 九〇四〇四・ 一八〇六・ 二〇四〇六・ 一八〇六・ 九〇四〇一・ 一九〇一・	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率法別表（以下「	平成三〇年 四月一日か ら平成三 一 年三月三 一 日まで	一三三、九 四〇トン（ 全乳換算数 量とし、当 該物品の全 重量のうち に占める乳 脂肪分の割 合に一五・ 一二を乗じ て得た数に 当該物品の 全重量のう ちに占める 無脂乳固形 分の割合に 六・五九を 乗じて得た 数を加えて
別表（第一条、第二条関係）			
暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
一〇四〇一・ 一〇四〇一・ 二〇四〇一・ 〇四〇一・ 四〇四〇一・ 五〇四〇一・ 〇四〇三・ 一〇四〇三・ 〇四〇三・ 九〇四〇三・ 〇四〇四・ 九〇四〇四・ 一八〇六・ 二〇四〇六・ 一八〇六・ 九〇四〇一・ 一九〇一・	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率法別表（以下「	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三 一 日まで	一三三、九 四〇トン（ 全乳換算数 量とし、当 該物品の全 重量のうち に占める乳 脂肪分の割 合に一五・ 一二を乗じ て得た数に 当該物品の 全重量のう ちに占める 無脂乳固形 分の割合に 六・五九を 乗じて得た 数を加えて

	○四〇二・ 二一 ○四〇二・ 二九	〇四〇二・ 一〇 ○四〇二・ 二一	〇四〇二・ 九一	一〇四〇四・ 一〇	ホエイ及び調製ホエイ	イ 無機質を濃縮したホエイ	る。) を加えてないものに限 状のもの以外の固形 状、粒状その他の固形 濃縮又は乾燥をしたも のに限るものとし、粉 ら平成三〇年三月三十一 日まで	平成三〇年 四月一日か ら平成三〇年 三月三十一 日まで	七、二六四 トン	一、五〇〇 トン	四、五、〇〇
--	----------------------------	----------------------------	-------------	--------------	------------	------------------	--	--	-------------	-------------	--------

	○四〇二・ 二一 ○四〇二・ 二九	〇四〇二・ 一〇 ○四〇二・ 二一	〇四〇二・ 九一	一〇四〇四・ 一〇	ホエイ及び調製ホエイ	イ 無機質を濃縮したホエイ	る。) を加えてないものに限 状のもの以外の固形 状、粒状その他の固形 濃縮又は乾燥をしたも のに限るものとし、粉 ら平成三〇年三月三十一 日まで	平成二九年 四月一日か ら平成三〇年 三月三十一 日まで	七、二六四 トン	一、五〇〇 トン	四、五、〇〇
--	----------------------------	----------------------------	-------------	--------------	------------	------------------	--	--	-------------	-------------	--------

三二 〇七一三・	〇七一三・ 一〇〇 九〇	〇四〇六・ 一〇〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	〇四〇五・ 一〇〇 〇四〇五・ 九〇	〇四〇四・ 一〇〇 〇四〇四・ 九〇	のうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	四月一日から平成三一年三月三十一日まで	〇トン
三二 〇七一三・	〇七一三・ 一〇〇 九〇	〇四〇六・ 一〇〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	〇四〇五・ 一〇〇 〇四〇五・ 九〇	〇四〇四・ 一〇〇 〇四〇四・ 九〇	のうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	二五、〇〇 〇トン
三二 〇七一三・	〇七一三・ 一〇〇 九〇	〇四〇六・ 一〇〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	〇四〇五・ 一〇〇 〇四〇五・ 九〇	〇四〇四・ 一〇〇 〇四〇四・ 九〇	のうち無機質を濃縮したホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	五八・一トン
三二 〇七一三・	〇七一三・ 一〇〇 九〇	〇四〇六・ 一〇〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	〇四〇五・ 一〇〇 〇四〇五・ 九〇	〇四〇四・ 一〇〇 〇四〇四・ 九〇	のうち無機質を濃縮したホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	五一、八六 〇トン
三二 〇七一三・	〇七一三・ 一〇〇 九〇	〇四〇六・ 一〇〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	〇四〇五・ 一〇〇 〇四〇五・ 九〇	〇四〇四・ 一〇〇 〇四〇四・ 九〇	のうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	〇トン

三二 〇七一三・	〇七一三・ 一〇〇 九〇	〇四〇六・ 一〇〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	〇四〇五・ 一〇〇 〇四〇五・ 九〇	〇四〇四・ 一〇〇 〇四〇四・ 九〇	のうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで	〇トン
三二 〇七一三・	〇七一三・ 一〇〇 九〇	〇四〇六・ 一〇〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	〇四〇五・ 一〇〇 〇四〇五・ 九〇	〇四〇四・ 一〇〇 〇四〇四・ 九〇	のうち無機質を濃縮したホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで	二五、〇〇 〇トン
三二 〇七一三・	〇七一三・ 一〇〇 九〇	〇四〇六・ 一〇〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	〇四〇五・ 一〇〇 〇四〇五・ 九〇	〇四〇四・ 一〇〇 〇四〇四・ 九〇	のうち無機質を濃縮したホエイから得たバターその他の油脂	平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで	五八・一トン
三二 〇七一三・	〇七一三・ 一〇〇 九〇	〇四〇六・ 一〇〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	〇四〇五・ 一〇〇 〇四〇五・ 九〇	〇四〇四・ 一〇〇 〇四〇四・ 九〇	のうち無機質を濃縮したホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで	五六、六〇 〇トン
三二 〇七一三・	〇七一三・ 一〇〇 九〇	〇四〇六・ 一〇〇 〇四〇六・ 四〇 〇四〇六・ 九〇	〇四〇五・ 一〇〇 〇四〇五・ 九〇	〇四〇四・ 一〇〇 〇四〇四・ 九〇	のうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	平成二九年四月一日から平成三〇年三月三十一日まで	〇トン

一一〇八・	<p>でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が</p>	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	とうもろこしのうちその他のもの	日まで	平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	一〇四、〇 〇〇トン
一一〇七・		平成三〇年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	二七七、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	二七、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	二七、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	二七、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	二七、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	二七、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	二七、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	二七、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	二七、三 〇〇トン			

一一〇八・	<p>でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が</p>	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	とうもろこしのうちその他のもの	日まで	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	一一三、五 〇〇トン
一一〇七・		平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二三九、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二三九、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二三九、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二三九、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二三九、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二三九、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二三九、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二三九、三 〇〇トン			
一一〇七・		平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二三九、三 〇〇トン			

一八〇六・	九二二二・ 九九	四二 一二〇二・ 四一 一二〇二・ 四二	最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含むものを除く。）
ココアを含有する調製	こんにやく芋（アモルフオファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	割つてあるかないかを問わない。）	
平成三〇年	平成三〇年 四月一日か 平成三一年三月三十一日まで	平成三一年三月三十一日まで	
一六、七〇	二六七トン（荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トんに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トんにそれぞれ換算するものとする。）	七五、〇〇トン（むきみ換算数量とし、殻付きのものは、殻を除いたもの〇・七五トンに換算するものとする。）	

一八〇六・	九二二二・ 九九	四二 一二〇二・ 四一 一二〇二・ 四二	最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含むものを除く。）
ココアを含有する調製	こんにやく芋（アモルフオファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	割つてあるかないかを問わない。）	
平成二九年	平成二九年 四月一日か 平成三〇年三月三十一日まで	平成三〇年三月三十一日まで	
一八、〇〇	二六七トン（荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トんに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トんにそれぞれ換算するものとする。）	七五、〇〇トン（むきみ換算数量とし、殻付きのものは、殻を除いたもの〇・七五トンに換算するものとする。）	

二〇	食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレート等の製造用のもの	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	三八、三〇〇トン
二〇〇二・九〇	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	三八、三〇〇トン
二〇〇八・二〇	パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のもので（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	四〇、三〇〇トン
二一〇六・九〇	調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品	平成三〇年四月一日か	一一、五五〇トン

二〇	食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレート等の製造用のもの	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	〇トン
二〇〇二・九〇	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	三七、八〇〇トン
二〇〇八・二〇	パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のもので（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）	平成三〇年四月一日から平成三一年三月三十一日まで	三九、九〇〇トン
二一〇六・九〇	調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品	平成三〇年四月一日か	一一、五五〇トン

四一〇一・	二〇	四一〇一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）	平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	七、四二七 トン	の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。以下この項において同じ。）のうちニュージールランドを原産地とするもの
四一〇一・	四一〇一・	五〇	（又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限りものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。中のもののうちなめ	平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	二一四、〇〇〇平方メートル	の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。以下この項において同じ。）のうちニュージールランドを原産地とするもの
四一〇一・	四一〇一・	四一〇一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	七、四二七 トン	の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。以下この項において同じ。）のうちニュージールランドを原産地とするもの
四一〇一・	四一〇一・	五〇	（又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限りものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。中のもののうちなめ	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	二一四、〇〇〇平方メートル	の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。以下この項において同じ。）のうちニュージールランドを原産地とするもの

四一〇七・
一九〇七・
四一〇七・
九一〇七・
四一〇七・
九二〇七・
四一〇七・
九九

しを終えてないもの）
及びなめし過程にない
もの以外のもの、牛又
は馬類の動物のなめし
た皮（なめしたものと及
びクラストにしたもの
で、これらを超える加
工をしておらず、毛が
付いていないものに限
るものとし、スプリッ
トしてあるかないかを
問わない。以下この項
において同じ。）のう
ち、染色したものを以
外のもの（クロムなめ
しのものを除く。）及
び牛又は馬類の動物の
革（なめした又はクラ
ストにした後これら
を超える加工をしたもの
（パーチメント仕上げ
をしたものを除く。）
で、毛が付いていない
ものに限るものとし、
スプリットしてあるか
ないかを問わず、関税
率表第四一・一四項の
革を除く。以下この項
において同じ。）のう
ち、染色し又は模様
付けしたものを以外のも

四一〇七・
一九〇七・
四一〇七・
九一〇七・
四一〇七・
九二〇七・
四一〇七・
九九

しを終えてないもの）
及びなめし過程にない
もの以外のもの、牛又
は馬類の動物のなめし
た皮（なめしたものと及
びクラストにしたもの
で、これらを超える加
工をしておらず、毛が
付いていないものに限
るものとし、スプリッ
トしてあるかないかを
問わない。以下この項
において同じ。）のう
ち、染色したものを以
外のもの（クロムなめ
しのものを除く。）及
び牛又は馬類の動物の
革（なめした又はクラ
ストにした後これら
を超える加工をしたもの
（パーチメント仕上げ
をしたものを除く。）
で、毛が付いていない
ものに限るものとし、
スプリットしてあるか
ないかを問わず、関税
率表第四一・一四項の
革を除く。以下この項
において同じ。）のう
ち、染色し又は模様
付けしたものを以外のも

四一〇五・ 三〇六・ 四一〇六・ 二二 四一〇二・ 〇〇 四一〇三・ 一〇	の	牛又は馬類の動物のな めした皮のうち、染色 色したものと及び牛又は 馬類の動物の革のうち 、染色し又は模様付 けたもの	平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル
四一〇五・ 三〇六・ 四一〇六・ 二二 四一〇二・ 〇〇 四一〇三・ 一〇	の	牛又は馬類の動物のな めした皮のうち、染色 色したものと及び牛又は 馬類の動物の革のうち 、染色し又は模様付 けたもの	平成三〇年 四月一日か ら平成三一 年三月三一 日まで	一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル

四一〇五・ 三〇六・ 四一〇六・ 二二 四一〇二・ 〇〇 四一〇三・ 一〇	の	牛又は馬類の動物のな めした皮のうち、染色 色したものと及び牛又は 馬類の動物の革のうち 、染色し又は模様付 けたもの	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル
四一〇五・ 三〇六・ 四一〇六・ 二二 四一〇二・ 〇〇 四一〇三・ 一〇	の	牛又は馬類の動物のな めした皮のうち、染色 色したものと及び牛又は 馬類の動物の革のうち 、染色し又は模様付 けたもの	平成二九年 四月一日か ら平成三〇 年三月三一 日まで	一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル

九〇 六四〇五・	一〇 六四〇五・	二〇 六四〇四・	一九 六四〇四・	六四〇三・	九一 六四〇三・	九一 六四〇三・	五九 六四〇三・	六四〇三・	四〇 六四〇三・	二〇 六四〇三・	六四〇三・	六四〇三・	五〇〇一・	五〇〇二・	〇〇	は模様付けしたものは
履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものを限る。）のうち甲が革製のものと及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のものを除くものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。）												を除去し、野蚕のものを除く。）	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。）	は模様付けしたものは		
日 三 月 三 一 日 ま で												平 成 三 〇 年 四 月 一 日 か ら 平 成 三 一 年 三 月 三 一 日 ま で	平 成 三 〇 年 四 月 一 日 か ら 平 成 三 一 年 三 月 三 一 日 ま で	七 九 八 ト ン （ 生 糸 換 算 数 量 と し、 繭 一 ト ン は 、 生 糸 〇 ・ 四 ト ン に 換 算 す る も の と す る。 ）	一 二 、 〇 一 九 、 〇 〇 〇 足	

九〇 六四〇五・	一〇 六四〇五・	二〇 六四〇四・	一九 六四〇四・	六四〇三・	九一 六四〇三・	九一 六四〇三・	五九 六四〇三・	六四〇三・	四〇 六四〇三・	二〇 六四〇三・	六四〇三・	六四〇三・	五〇〇一・	五〇〇二・	〇〇	は模様付けしたものは
履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものを限る。）のうち甲が革製のものと及び甲に毛皮を使用したもの並びにこれら以外のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のものを除くものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。）												を除去し、野蚕のものを除く。）	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。）	は模様付けしたものは		
日 三 月 三 一 日 ま で												平 成 二 九 年 四 月 一 日 か ら 平 成 三 〇 年 三 月 三 一 日 ま で	平 成 二 九 年 四 月 一 日 か ら 平 成 三 〇 年 三 月 三 一 日 ま で	七 九 八 ト ン （ 生 糸 換 算 数 量 と し、 繭 一 ト ン は 、 生 糸 〇 ・ 四 ト ン に 換 算 す る も の と す る。 ）	一 二 、 〇 一 九 、 〇 〇 〇 足	

